

#### 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

##### [1] 市街地の整備改善の必要性

中心市街地にかつて立地していた大規模小売店舗に代わり、伊勢市駅前周辺には、優良建築物等整備事業や伊勢市駅南地区整備事業における民間事業者によるホテルの整備が相次ぎ、また、伊勢市駅前第一種市街地再開発事業が進捗するにあたり、周辺商店街の空き店舗へ飲食店等が出店し、観光客が訪れることで、にぎわいが現れまちの雰囲気が大きく変わってきた。

今後は、人口減少、高齢化に対応したコンパクトシティを推進するため、交通結節点機能の強化、駅周辺の商業・住宅などの都市機能の更新を図る。さらに、周辺の道路を再整備し、人が集い憩える空間を確保することで、住環境の向上とにぎわい空間の創出を図り、災害に強く、安全・快適に移動できる市街地を形成し、中心市街地の都市基盤を強化し、魅力の向上を図る必要がある。

##### [2] 具体的事業の内容

###### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

###### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

###### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

###### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
[事業名] 伊勢市駅前C地区第一種市街地再開発事業 [内容] 伊勢市駅前地区の再開発事業 [実施時期] 令和元年度～令	民間事業者	伊勢市駅前地区の再開発事業により、商業・住宅などの都市機能の更新を図ることにより、居住人口の増加やにぎわいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) [実施時期] 令和2年度～令和7年度	

和7年度				
				
<p>[事業名] 伊勢市駅前北口駐輪場整備事業</p> <p>[内容] 伊勢市駅を中心とした地域の駐輪場を整備</p> <p>[実施時期] 令和2年～令和3年度</p>	伊勢市	伊勢市駅を中心とした地域の駐輪場を整備し、公共交通機関等を利用しやすい環境を整えることで、住環境の向上とにぎわいの創出を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>[支援措置] 都市構造再編集中支援事業(中心市街地活性化区域)</p> <p>[実施時期] 令和2年度～令和3年度</p>	
<p>[事業名] 宮後1丁目1号線整備事業</p> <p>[内容] 宮後1丁目1号線の道路整備</p> <p>[実施時期] 令和元年～令和7年度</p>	伊勢市	伊勢市駅を中心とした地域の道路を再整備し、人が集い憩える空間を確保することで、住環境の向上とにぎわいの創出を図るものであり、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。	<p>[支援措置] 都市構造再編集中支援事業(中心市街地活性化区域)</p> <p>[実施時期] 令和2年度～令和5年度</p>	
				

<p>[事業名] 岡本吹上線ほか2線整備事業</p> <p>[内容] 岡本吹上線ほか2線の視覚障がい者誘導ブロックの整備</p> <p>[実施時期] 令和元年～令和3年度</p>	伊勢市	<p>伊勢市駅を中心とした地域の道路に（視覚障がい者誘導ブロック）を整備することで、誰もが安心して通行可能な空間を確保し、住環境の向上とにぎわいの創出を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 都市構造再編集中支援事業(中心市街地活性化区域)</p> <p>[実施時期] 令和2年度～令和3年度</p>	
<p>[事業名] 宮後浦口線整備事業</p> <p>[内容] 宮後浦口線の道路整備</p> <p>[実施時期] 令和3年～令和5年度</p>	伊勢市	<p>伊勢銀座新道商店街の通りを景観に配慮した舗装に整備することで、人が集い憩える空間を確保し、商店街のにぎわいの創出と、活性化を図るものであり、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 都市構造再編集中支援事業(中心市街地活性化区域)</p> <p>[実施時期] 令和3年度～令和5年度</p>	

#### (4) 国の支援がないその他の事業

該当なし